

令和 8 年

第 5 回大磯町農業委員会総会口述書

日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分から

場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子

9 番 守 屋 智

2 番 加 藤 敏 行

1 0 番 加 藤 敏 郎

3 番 竹 内 欣 也

1 1 番 渡 邊 康 弘

5 番 山 口 秀 雄

1 2 番 仲出川 治 幸

6 番 鈴 木 洋 有

1 3 番 石 井 雅 浩

7 番 平 原 則 子

1 5 番 柳 田 進

8 番 青 木 貞 治

1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

推進委員 柏 木 博

3 遅刻委員

1 0 番 加 藤 敏 郎

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 谷 河 かおり

書 記 久保田 徳人 伴 野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積
等促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第 11 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和8年第5回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、柏木博推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、11番渡邊康弘委員と12番仲出川治幸委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第9号1番を朗読・説明》

書記 議案第9号1番の内容につきましては、親族間で農地を無償譲渡するものです。

当該農地は、譲受人の農地に隣接する農業振興地域内の農用地の露地畑1筆で、相続後から譲受人に農地管理を任せています。親族が耕作することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、5月18日に西久保地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を行いました。

議長 議案第9号1番につきましては現地確認をお願いした西久保地区担当の守屋委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番の守屋です。議案第9号1番の農地について、5月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内にある農用地1筆で、ミカン畑と露地畑として使用されていきました。

親族が譲り受けて耕作することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

それでは、議案第9号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第9号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第9号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、すべて農地中間管理事業の案件ですので、奇数番号と偶数番号は一对の案件となります。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の3ページから5ページの6件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから7ページをご覧ください。

議案第10号1番から12番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

先ず、番号1番と2番について説明します。

事務局 《議案第10号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆で、今回が1回目の再設定となります。

貸し手は町内の非農家で借り手は認定新規就農者ですが、当該農地を継続して借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、5月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第10号1番と2番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑1筆ですが、営農に意欲的な認定新規就農者が継続して借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 （他に）質疑がないようですので、議案第10号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第10号1番と2番について、原案とおり決定しました。

議長 次に3番と4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第10号3番と4番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯西地区の遊休化した農業振興地域内の農用地の露地畑1筆で、最初の1年は使用貸借、2年目以降は賃借の新規設定となります。

貸し手は地元の農家で、借り手は町内在住の「かながわ農業サポーター」出身の農家です。遊休化した当該農地を借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、5月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第10号3番と4番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、遊休化した露地畑1筆ですが、農家が新たに借りることで、農地の遊休

化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農業サポーターの農業経験はどのくらいですか。何を栽培するのですか。

事務局 5年になります。露地野菜とミカンです。

委員 果樹は永年作物になりますが、農地所有者の了承は得ていますか。

事務局 農地中間管理制度では、農地を返す時は現状復元が原則となりますので、果樹は伐根することになります。ただし、農地所有者が譲渡を希望すれば財産の移管手続きを経て、そのまま譲り渡すことも可能です。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第10号3番と4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第10号3番と4番について、原案とおり決定しました。

議長 次に5番と6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第10号5番と6番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯西地区の農業振興地域内の農用地の露地畑2筆で、今回は1回目の再設定となります。

貸し手は地元の非農家で、借り手はお茶の栽培をしている農家です。当該農地を継続して借りることで、農地の有効活用と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、5月15日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第10号5番と6番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑 2 筆ですが、お茶畑として使用されており、継続して借りることで、農地の有効活用と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の有効活用と地域の農業振興が図られるとのことことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 10 号 5 番と 6 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 10 号 5 番と 6 番について、原案とおり決定しました。

議長 次に 7 番と 8 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 10 号 7 番と 8 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯西地区の農業振興地域内の農用地の田 2 筆です。貸し手は町内の農家で借り手は平成 23 年に参入した町内の特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

1 筆は酒米の栽培を行い、もう 1 筆は露地畑として使用しています。

NPO 法人が当該農地を継続して借りることで、地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、5 月 15 日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12 番委員（仲出川） 12 番の仲出川です。議案第 10 号 7 番と 8 番の農地について、5 月 15 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農用地の田 2 筆ですが、NPO 法人が継続して借りることで、地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られるとのことことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第１０号７番と８番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第１０号７番と８番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に９番と１０番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第１０号９番と１０番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府本郷地区の国府本郷西小磯１号線（通称マリア道）沿いにある農業振興地域内の農用地の露地畑１筆です。

貸し手は農家で、借り手は町外の農家です。当該農地を借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、５月１５日に国府本郷地区担当の加藤委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の加藤委員から説明をお願いいたします。

１０番委員（加藤） １０番の加藤です。議案第１０号９番と１０番の農地について、５月１５日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農用地の露地畑１筆ですが、農家が借りることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第１０号９番と１０番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第１０号９番と１０番について、原案とおり決定しました。

議長 次に１１番と１２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第１０号１１番と１２番を朗読・説明》

書記 当該農地は、虫窪地区にある遊休化した農業振興地域内の農用地の露地畑１筆です。
貸し手は営農を止めた農家で、借り手は町外の認定新規就農者です。当該農地を借り
ることで、営農の拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、５月１５日に虫窪地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を実施しておりま
す。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした虫窪地区担当の守屋委員から
説明をお願いいたします。

９番委員（守屋） ９番の守屋です。議案第１０号１１番と１２番の農地について、
５月１５日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、遊休化した農用地の露地畑１筆で現況は竹林になっていますので、農地
復元は困難な作業になると思いますが、認定新規就農者が借りることで、営農の拡大と
農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、営農の拡大と農地の遊
休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現状から考えると農地復元はかなり困難と思われますが大丈夫ですか。

事務局 重機等を入れて伐根するそうです。作業は大変ですが、農地復元されればイノシシ
等の潜み場所もなくなり、地域の鳥獣対策が改善されることが考えられます。

議長 質疑がないようですので、議案第１０号１１番と１２番について、原案とおり決定す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第１０号１１番と１２番について、原案とおり決定しました。
以上で議案第１０号のすべての審議が終わりました。
なお、審議結果については町長に意見聴取を行います。

議長 次に議案第11号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第11号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書4ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の8ページから10ページをご覧ください。

最初に1番を説明します。

《議案第11号1番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

当該農地は、農業振興地域内の農用地で、2筆ともビニールハウスが建てられています。

また、耕作者は、水田と露地畑を多く所有している地元の専業農家です。

なお、当該農地について、西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で5月15日に現地確認を実施した結果、農地が遊休化していることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番仲出川です。議案第11号1番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内の農用地で、2筆ともビニールハウスが建てられていますが、長期間、営農が行われていない状況でした。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、長期間に渡り営農が行われていない状況とのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現状では遊休化しているとのことですが、納税猶予が認められなかった場合はどうなりますか。

事務局 納税猶予が打ち切りになった時点で、相続税に適用から打ち切りまでの年数分の利子税を加えた金額を一括して支払うこととなります。

委員 納税猶予は20年間まじめに耕作した場合に適用されるので、長期間遊休化しているなら継続的に営農しているとは認められない。作物を作らずに調査の時だけ草刈りをしていれば良いという訳ではない。

事務局 確かに過去にもそのようなことで打ち切りとなった例もあります。

委員 農業委員会の報告書で打ち切りとなるのですか。

事務局 農業委員会は納税猶予適用農地について現地確認を行い、耕作状況について税務署に報告しますが、最終的には税務署員が抜き打ちで現地確認を行い、納税猶予を打ち切るかどうかは税務署が判断します。

委員 長い間、遊休化していることを農業委員会の指導が足りなかったと判断されないでしょうか。

事務局 当該農地については、毎年7月に実施している農地利用状況調査において、遊休化しているため、何度も口頭や通知で指導を行っています。

委員 このまま税務署に報告するのですか。

事務局 税務署への報告期限は6月末なので、農地所有者に指導を行い、6月に再度現地確認を行って、総会で再審議したいと思います。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、事務局から説明がありましたとおり、議案第11号1番については、耕作状況が良くないため、農地所有者に指導後、再度現地確認を行って、第6回農業委員会総会で再審議することとします。

議長 次に2番について説明をお願いします。

《議案第11号2番を朗読》

書記 当該農地は、西小磯地区と寺坂地区にある農業振興地域内の農用地13筆と白地5筆の合計18筆です。

耕作者は町外在住ですが、実家が寺坂にある専業農家で、所有農地は、水田と畑と果樹畑で、蜜柑と柿と栗の栽培を行っています。

なお、当該農地について、寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で5月15日に現地確認を実施した結果、すべての農地はきちんと耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から

説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番渡邊です。議案第11号2番の農地について、5月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地は、きちんと耕作された状況でした。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、すべての農地は、きちんと耕作されているとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 （他に）質疑がないようですので、議案第11号2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第11号2番について、原案とおり決定しました。
なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書7ページの3件でございます。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の11ページと12ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書9ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の13ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和８年第５回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後２時４５分)